

成年年齢引き下げの是非について

1. 成年年齢引き下げ（論）の背景・理由

1) 今回の引き下げ論の背景・理由

背景：国民投票法：投票権年齢18歳～政治的契機、必ずしも社会的理由ではない

理由：①現行の成年年齢20歳は明治9年（1896年）の制定～110年も前

②世界的趨勢：多くの国が1970年代以降18歳に引き下げてきた

③事実上18歳が労働行為の開始時期になっている→国政への意見反映・参加権

④少子高齢化→世代間の利害調整が政治的・社会的選択課題となっている

⑤政治的・社会的成熟（責任・義務の自覚・遂行）の促進 など

2) 諸外国における引き下げの背景・理由（？：藤田は実証的・理念的・機能的に疑問視）

①生物学的な成熟の早期化～知的・人格的成長の早期化（？）

②事実上の経済的・社会的な諸行為（労働・契約・婚姻等）～行為能力の早熟化（？）

③社会的保護制度・システムの整備・進展→若年層のみを保護する必要性ない（？）

④意見表明権・参政権の拡大・世代間平等化

⑤かなりの国で徴兵年齢18歳との関係ありそう（ベトナム戦争の影響、資料1）

⑥少年による凶悪犯罪の増加→刑法適用年齢の引き下げ（厳罰主義化？）

⑦諸法令における成年年齢の整合性確保・斉一性志向（？、F：斉一性より適切性が重要）

2. 成年年齢規定の歴史的展開と構造的な背景・意味

1) 大まかな歴史的展開（主に経済・教育の発展と連動してきた）

時代・参政権・兵役	平均寿命	成年年齢	経済社会	教育・訓練
①前近代	50歳	15歳	農耕社会	家庭・地域・OJT
②近代（モダン） 参政権の拡大・平等化（身分・階層・性） ◆近代的戦争と冷戦構造の時代	長寿化の進行 65歳 停年60歳	20歳 多次元での保護的成年年齢の設定（保護主義・パターンナリズムによる保護・ケアの拡大）	工業化社会 フォーディズム 長期安定雇用化	学校化・高学歴化の進展→「C-E-W-R」型ライフサイクルの定着～教育期・モラトリアム期の長期化
③現代 （ポストモダン） 参政権の拡大・平等化（民族・国籍） ◆平和的共存・共生と国際的協力を志向すべき時代	80歳 停年の早期化？ → 再雇用・再就職・社会参加活動・余暇活動の拡大	18歳？ why？ 成年年齢の斉一化・早期化（保護主義・パターンナリズム→厳罰主義と自己決定・自己責任論の優勢化？）	脱工業化社会 ポスト・フォーディズム。経営効率主義・派遣法等→離転職・不安定雇用の増加と奨励カルチャーの拡大	生涯学習社会：学校化・高学歴化社会における生涯学習・リカレント教育の拡大と教育の市場化・格差化・自己責任化？

2) 現代社会における青年期の構造的特徴と成長・発達課題の構造的難しさ

◆アンバランスな発達段階

- ①身体的成長（生物学的発達）・・・成熟の早期化
- ②心理的・精神的成長・・・文化社会・人間関係の複雑化に伴う課題・困難の増大
- ③社会的成長（社会的役割・地位の取得・確立）・・・経済社会の複雑化に伴う課題・困難の増大
- ➡青年期：子ども期から成人期への移行期・準備期（学習・探索期）
 - 上記3側面の成長がアンバランスになる時期～アイデンティティの危機・拡散
 - ➡モラトリアムと社会的保護・ケア（教育を含む）が必要との認識の歴史的高まり
 - ➡歴史的・構造的には、学校教育の拡大と保護主義的諸法制の整備・充実が図られてきた

◆現代の社会変化と文化・規範状況

- ・ IT化・グローバル化・知識社会 ➡ 経済・科学技術・企業活動・仕事の世界の多様化・流動化
- ・ 高度情報消費社会の進展と都市化の進行 ➡ 生活様式・価値観・規範意識の多様化
- ・ 男女共同参画社会・多文化共生社会・生涯学習社会の進展
- ➡「生き方の模索」「アイデンティティ形成」「関係づくり」が重要になる社会
- ➡「自明性（所与・当たり前の生き方）の時代」から「不透明性（生き方の模索）の時代」へ
- ➡青年期・教育期・モラトリアム期の長期化と構造的な難しさの増大
 - ①アイデンティティ形成：自分づくり（自己形成）・関係づくり（人間関係）・世界づくり（人生観）
 - ～親離れ ➡ 仲間関係 ➡ 社会的地位・役割関係
 - ②道徳規範・性規範：受動性から自律性へ ⇄ 価値観の多様化、規範の混乱、自己決定・自己責任論
 - ③職業・生活スタイル：禁欲・自己研鑽と能力・将来展望の形成が期待される
 - ⇄ 選択肢の拡大、自明性・モデルの喪失、情報・刺激・誘因の増大
 - ④「自己実現・個性」価値が重視・強調される時代・・・個性化競争の時代
 - ⑤受容・承認・繋がり・自尊感情（自己肯定）への潜在的欲求
- ◆マズロー（A. H. Maslow 1908 年～1970 年 アメリカ心理学会会長）の欲求段階説：
 - 生理的欲求、安全欲求、帰属欲求（親和性欲求）、自我欲求、自己実現欲求

3. 成年年齢をどう規定するか？ ～ 社会ヴィジョンと青年期の社会的位置づけ

1) 歴史的趨勢

- ①人口学的側面：長寿化に伴って成年年齢も遅くなってきた
- ②社会的側面：社会の複雑化に伴って教育・学習期（準備期・モラトリアム期）は長期化してきた
 - ～人生の約1/4～1/3
- ③理念的側面：民主主義理念の発展・制度化に伴って諸権利の拡大・平等化が進んできた
 - ～人権としての意見表明権、次代を担う青少年としての参政権

2) 民法における成年年齢をどう規定するか？・・・報告者の見解

- ①何のための行為能力の制限か？
 - ・ 基本的人権の保障・・・意見表明権、教育権・学習権 等：適切な保障が望ましい
 - ・ 社会生活上の必要性・・・労働行為、婚姻 等：必要に応じた適切な権限付与が望ましい
 - ・ 社会的保護・ケア（保護法制）・・・親権（身上監護権・財産管理権）、契約行為：適切な範囲・方式による保護が好ましい

②理念的・実証的問題

- ・ 自己決定・自己責任 vs. パターナリズム・社会的保護～適切なバランスと配慮が重要
(物事は単純ではない)
- ・ 権利 vs. 義務・責任～基本的人権・正当な諸権利は保障されるべきもの
国家主義的な観点からの義務の強制は民主主義・市民社会の歴史に逆行
社会的な諸義務は市民・住民の良識・合意・規範に根ざすべきもの
社会的な義務・責任の概念・遂行意志は、強制によってではなく、「誇りと帰属心を育み担保してくれる社会」のなかでこそ育まれるもの
- ・ 行為能力の実態～行為能力・判断能力は、世代差よりも個人差の方が大きい可能性がある
→青年期(教育・学習期)の若者の「つまずき・試行錯誤」を社会的にどのようにケアし「豊かな将来の可能性」を担保するかが重要

③規範としての成年年齢の諸機能

- ・ 行為能力の形成(?)・・・成年年齢よりも青年期の発達課題の達成度と文化・規範状況の影響の方がはるかに大きい
- ・ 責任の自覚(?)・・・成年年齢よりも青年期の発達課題の達成度とものと実際の社会的地位・役割の社会化機能(予期的社会化を含む)の方が大きい
- ・ 社会規範・文化的志向への影響・・・成年に付与される義務よりも権利の影響の方が大きい
～引き下げた場合:例えば婚姻年齢等の低年齢化が多少なりとも進む可能性がある
- ・ 通過儀礼の文化的・社会的・教育的意味・機能・・・適切な通過儀礼・社会的イベントは文化的な豊かさと教育的機能の基盤になる可能性がある
～例えば現行20歳と18歳のどちらが有意味か?・・・たぶん20歳の方が有意味

④成年年齢の引き下げ・一律化は好ましいか?・・・ヒアリング要望事項その他についての私見

- ・ 一律性よりも適切性の方が重要～領域別等により適切に設定する方が好ましい
- ・ 現行20歳で不都合はあるか?～不都合な部分を適切に調整する方が好ましい
- ・ 最近の若年者について～流行情報に敏感だが、部分情報やサブカルチャーに限定されがち
社会経験の幅が狭い(構造的必然とも言え、特に問題視する必要はない)
洞察力・思考力・周辺視野等の側面に課題がありそう
- ・ 成年年齢18歳の場合と高校生であることとの関係～教育・指導上の難しさは増加する
- ・ 婚姻年齢の低年齢化は高校の対応課題を拡大する
- ・ 先進諸国の多くが18歳成年年齢になっているからといって、それに合わす必要はない
～社会や教育の在り方をどのようにデザインするかは、それぞれの社会が決めればよいこと
自分たちの良識と責任意志が問われる問題

◆たんなる斉一主義・同調主義による意志決定は思考停止・責任放棄を象徴するもの

兵役・徴兵制 法制審議会成年年齢部会08. 4. 15 藤田英典 報告用参考資料

国名	徴兵制	兵役年齢	選挙権	国民投票権	私法上の成人
イギリス	1960 年廃止		18歳	18歳	18歳(地域差あり)
アメリカ	ベトナム戦争以降停止 ・Selective Service System(選抜徴兵登録制度)アメリカに在住している市民権及び永住権を持つ男性は 18 歳になった時点で郵便局での登録義務	男性18歳登録	18歳	—	18歳(地域差あり)
ドイツ	徴兵制あり9ヶ月、良心的拒否権あり 兵役の代替手段として福祉活動 2004 年からは9ヶ月 25 歳までに実施義務	男性18歳～	18歳	—	18歳
フランス	1990 年代半ば、段階的に廃止 「防衛召集準備」ビデオ講習 男女とも1日	18歳	18歳	18歳	18歳
イタリア	2000 年廃止		18歳(下院) 25歳(上院)	18歳	18歳
カナダ	志願兵制度		18歳	18歳	18歳(地域差あり)
ロシア	徴兵制あり 2002 年代替奉仕の法案可決	男性18歳～ 2年間兵役 (大学生は延期可)	18歳	18歳	18歳
スウェーデン	徴兵制あり (良心的兵役拒否あり)	男性18歳～ 男性海軍 7～15 カ月、 空軍 8～12 カ月、 女性は志願制	18歳	18歳	18歳
フィンランド	徴兵制あり (良心的兵役拒否あり)	男性 18 歳 6～12 ヶ月、 女性は志願制	18歳	18歳	18歳
デンマーク	徴兵制あり (良心的兵役拒否あり)	男性 18～32 歳 4～12 ヶ月	18歳	18歳	18歳
オランダ	1990 年代半ば廃止		18歳	18歳	18歳
ベルギー	1990 年代半ば廃止、志願制		18歳	—	18歳
オーストリア	徴兵制あり	男性 18～50 歳 7 ヶ月間	16歳	16歳	18歳
スイス	徴兵制あり(良心的兵役拒否あり)	男性 18 歳 15 週、 36 歳まで補充講習 (18 歳～260 日間)	18歳	18歳	18歳
スペイン	2002 年廃止		18歳	18歳	18歳
ポルトガル	2004 年廃止 志願兵制	(18歳以上)	18歳	18歳	18歳
オーストラリア	志願兵制度		18歳	18歳	18歳
ニュージーランド	志願兵制度		18歳	20歳 個別法18歳	20歳
韓国	徴兵制あり(志願兵制併用) (良心的兵役拒否なし) 代替服務制度あるが縮小予定	男性18歳24ヶ月	19歳	19歳	20歳
中国	徴兵制あり(志願兵が多い)	男性18歳兵役登録 年に一度徴集 (22歳まで徴集可能) 女性の徴集もあり	18歳	—	18歳